

山 L P 協第 8 号

平成 29 年 1 月 12 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会

会 長 福 田 誠 (印略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係

政省令の運用及び解釈について等の一部改正について

このことについて、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から別添 1 及び別添 2 のとおり通知がありましたので、お知らせします。

○改正の新旧対照表及び施行日

- ・別添 1：保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部改正について（平成 28 年 12 月 27 日施行）
- ・別添 2：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部改正について（平成 29 年 4 月 1 日施行）

一般社団法人山口県 L P ガス協会事務局

TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366

e-mail : yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

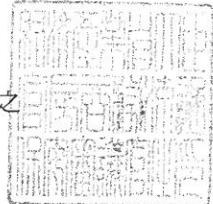
別添 1

経済産業省

20161216 商局第3号
平成28年12月27日

一般社団法人全国LPGガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び
解釈についての一部改正について

上記の件について、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び
解釈について（20130208商局第3号）の一部を別紙のとおり改正したので通知し
ます。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



経済産業省

20161216 商局第3号

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び
解釈についての一部を改正する規程

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20130208商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成28年12月27日から施行する。

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20130208 商局第3号）の一部改正 新旧対照表
○別添 保安業務規程の記載例について（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(保安業務の実施の方法)	(保安業務の実施の方法)
第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。	第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。
例1・例2 (略)	例1・例2 (略)
例3 (周知) 一 周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。	例3 (周知) (新設) 一 周知事項を記載した書面を配布する方法 イ 一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより、周知事項の提供を行いう方法。ただし、一般消費者等からの求めがあつた場合には、周知事項を記載した書面も配布する。 ① 電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法 ② 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法 ③ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを作成する方法
二 前号口に掲げる方法により周知を行うときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものによる承諾を得る。 なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号口に掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があつ	(新設) 二 前号口に掲げる方法により周知を行うときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものによる承諾を得る。 なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号口に掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があつ

改 正 案	現 行
たどきは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。	
イ 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法	
ロ 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法	
ハ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法	
三 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。	二 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
四 周知の具体的な内容は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。	二 周知の書面は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。
五 周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に必要な事項を理解できるよう説明することとする。	三 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもつて直接手交及び説明することにより行うこととする。（又は、原則として郵送により行うこととする。）ただし、不在その他他の理由により直接手交及び説明ができない場合には、委託者と協議の上その後の措置を決定するこどどす。
六 例4 (略)	四 例4 (略)

別添2

経済産業省

20161216 商局第2号
平成28年12月27日

一般社団法人全国LPGガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係
政省令の運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係
政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙のとおり改
正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



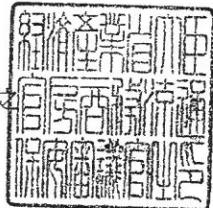
経済産業省

20161216 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第3号）の一部改正 新旧対照表

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第 27 条（保安業務を行う義務）関係</p> <p>1 . 2 . (略)</p> <p>3 . 第 1 項第 3 号の規定による周知は、液化石油ガスによる 災害の発生の防止に関し必要な事項について実施するもの であるので、できるだけ一般消費者等に対し当該内容を理 解できるよう説明するよう指導されたい。</p> <p>4 . (略)</p>	<p>第 27 条（保安業務を行う義務）関係</p> <p>1 . 2 . (略)</p> <p>(新設)</p>

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行			
第27条（周知の内容）関係					
1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるとこころによる。					
事 項	例	事 項	例		
(略)	(略)	(略)	(略)		
前各号に掲げるもののほか、液化石油による災害の防止に関する必要な事項	(1) 三又（一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の図画、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。 (2) (略) (3) (略) (4) 第38条の2（周知の方法）及び第38条の3（保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法）関係4.に規定する太規模料理飲食店等の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。	前各号に掲げるもののほか、液化石油による災害の防止に関する必要な事項	(1) 三又（消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。）の使用を避けけること。 (2) (略) (3) (略) (4) 大規模料理飲食店等施設の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。		
2. 周知すべき事項を記載する書面には、ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置等の普及促進のためのPR、リース制度の紹介等消費設備防止対策に係る事項を記載する欄を設けるように指導されたい。					
第38条（周知の方法）関係					
1. 第38条の2第1項及び第2項中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするとするときをいう。ただし、液化石油					
2. 周知すべき事項を記載する書面には、ガス漏れ警報器、不完全燃焼警報器又は集中監視システムの紹介その他の事故防止対策に係る事項を、併せて通知するよう指導されたい。					
第38条の2（周知の方法）及び第38条の3（保安機関による情報通信の技術を利用する方法）関係					
1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするとするときをいう。ただし、液化石油					

改正案	現行
ときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したこととする。	ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したこととする。
(削る)	
2. 供給開始時に液化石油ガスを使用する前に行う周知は、保安の観点から必ず一般消費者等が液化石油ガスを使用する前に行うよう徹底されたい。	2. 「配布」については、「手交」することを要求するものではないが、本条は災害の発生の防止のために必要な事項を周知させることとしたものであるので、できるだけ消費者等に直接「手交」するよう指導されたい。
3. 供給開始時に液化石油ガスを販売する前に行う周知は、保安の観点から必ず一般消費者等が液化石油ガスを使用する前に行うよう徹底されたい。	3. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず供給開始前に行うよう徹底されたい。
3. 第38条の2第1項又は第2項に規定する書面を配布する方法又は第38条の3第1項に規定する情報通信技術を利用して周知事項を提供する際には、業務用施設における一般消費者等とその他の一般消費者等とを区分して行うよう指導されたい。	4. 周知すべき事項を記載した書面は、業務用施設における一般消費者等とその他の一般消費者等とを区分して作成するよう指導されたい。
4. 周知内容の理解及び日常の安全管理の徹底を図るために、保安機関及び最大流量が3立方メートル以上のガスマーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設(以	なお、料理飲食店、旅館、ホテル等の施設(以下「料理飲食店等施設」という。)であって、小型容器(内容積が20リットル未満のもの)の最大保有数が5本以上であるものに対しては、小型容器の使用上の注意事項、保管方法等を記載した書面を併せて交付し、周知せることとする。
5. 周知事項及び日常の安全管理の徹底を図るために、保安機関及び最大流量が3立方メートル以上のガスマーターを設置されたい。	5. 周知事項及び日常の安全管理の徹底を図るために、次の事項について保安機関及び販売事業者を指導されたい。
① 保安機関は、液化石油ガス販売事業者と連携し、1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスマーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設(以	① 保安機関は、液化石油ガス販売事業者と連携し、1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスマーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設(以

改正案	現行
<p>店等（以下「大規模料理飲食店等」という。）の管理者に對し、当該管理者が液化石油ガス販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任するよう要請するとともに、当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。</p> <p>② 保安機関は、大規模料理飲食店等の「LPガス保安連絡担当者」に対し、当該担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。</p> <p>③ 保安機関又は液化石油ガス販売事業者は、大規模料理飲食店等における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理制度マニュアル」を作成する。</p>	<p>下「大規模料理飲食店等施設」という。）の管理者に對し、当該管理者が販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任し、当該担当者を通じ周知事項を従業員に徹底するとともに当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。</p> <p>なお、保安機関は、大規模料理飲食店等施設以外の業務用施設の管理者に対しても、周知事項を従業員に徹底するよう要請する。</p> <p>（新設）</p> <p>② 保安機関又は販売事業者は、大規模料理飲食店等施設における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これをLPガス保安連絡担当者に手交し、大規模料理飲食店等施設の安全管理の徹底を図るよう要請する。</p> <p>（新設）</p> <p>④ 保安機関は、大規模料理飲食店等の管理者が「LPガス保安連絡担当者」を選任した場合には、連絡なく、「LPガス安全管理マニュアル」を当該担当者に手交し、大規模料理飲食店等の安全管理の徹底を図るよう要請する。</p> <p>⑤ 保安機関は、大規模料理飲食店等以外の業務用施設の管理者に對しても、当該管理者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底するよう要請する。</p>

第 132 条（報告）関係

様式2
保安業務実施状況報告

年 月 日
般
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所
液化石油ガスの保安の確保及び取扱いの適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. (略)

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

保安業務責任者の氏名

人（うち、保安業務に係る技術的・能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第1
22号）第2条第6号又は第2号に規定する数
人）

保安業務の区分	保安業務に記載した数	保安業務を行なるべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)

4. 定期消費設備調査	戸(戸)	戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)	戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
5. 告知	戸(戸)	戸(戸) うち點面配布 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)	戸(戸) 戸(戸)
6. 緊急時対応	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) 戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)

3. (略)
(備考) 1～3 (略)

第 132 条（報告）関係		現 行																																	
様式2 保安業務実施状況報告		年 月 日 般 氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名 認定番号 住所 液化石油ガスの保安の確保及び取扱いの適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。																																	
<p>1. (略)</p> <p>2. 保安業務実施状況</p> <p>事業所の名称 事業所の所在地 保安業務責任者の氏名 人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第1 22号）第2条第1号又は第2号に規定する数 人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安業務の区分</th> <th>保安業務に記載した数</th> <th>保安業務を行なるべき数</th> <th>当該事業年度に保安業務を実施した数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 供給開始時点検・調査</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち再調査 戸(戸)</td></tr> <tr> <td>2. 容器交換時等供給設備点検</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち再調査 戸(戸)</td></tr> <tr> <td>3. 定期供給設備点検</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち拒否数 戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち拒否数 戸(戸)</td></tr> <tr> <td>4. 定期消費設備調査</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)</td></tr> <tr> <td>5. 告知</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸) うち點面配布 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)</td> <td>戸(戸) 戸(戸)</td></tr> <tr> <td>6. 緊急時対応</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸) 戸(戸)</td></tr> <tr> <td>7. 緊急時連絡</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸)</td> <td>戸(戸)</td></tr> </tbody> </table> <p>3. (略) (備考) 1～3 (略)</p>				保安業務の区分	保安業務に記載した数	保安業務を行なるべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数	1. 供給開始時点検・調査	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)	2. 容器交換時等供給設備点検	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)	3. 定期供給設備点検	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)	4. 定期消費設備調査	戸(戸)	戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)	戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)	5. 告知	戸(戸)	戸(戸) うち點面配布 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)	戸(戸) 戸(戸)	6. 緊急時対応	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) 戸(戸)	7. 緊急時連絡	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)
保安業務の区分	保安業務に記載した数	保安業務を行なるべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数																																
1. 供給開始時点検・調査	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)																																
2. 容器交換時等供給設備点検	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)																																
3. 定期供給設備点検	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)																																
4. 定期消費設備調査	戸(戸)	戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)	戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒不数 戸(戸) 不在数 戸(戸)																																
5. 告知	戸(戸)	戸(戸) うち點面配布 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)	戸(戸) 戸(戸)																																
6. 緊急時対応	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸) 戸(戸)																																
7. 緊急時連絡	戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)																																